

平成24年度第4回東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会議事録

1 日 時

平成24年11月28日（水）午後6時57分～午後9時01分

2 場 所

市役所7階 701会議室

3 出 席 者

〔審議会委員〕

福地部会長、川村副部会長、石浦委員、磯部委員、小又委員、大工原委員、武田委員
廣本委員、宮崎委員、渡部委員

〔事務局〕

西川子ども家庭部長、保木本保育課長、相川子育て支援課長、田之上子育て支援係長
西川児童係長、櫻井管理係長、有原保育係長

部会長： 皆さん、こんばんは。委員さん、皆さんおそろいですので、定刻よりちょっと早いのですが、始めさせていただきたいと思います。ただいまより第4回東久留米市社会福祉審議会子育て支援部会を開会いたします。

本日は委員全員が出席されておりますので、東久留米市社会福祉審議会条例第6条の規定に基づき、部会委員の過半数が出席されておりますので、会議は成立しております。

さて、今回は学童保育に関して活発なご議論をいただきました関係で、予定していた審議内容が終わりませんでした。そこで、私から皆さんに議論していただいた学童の内容や、議論できなかった保育の内容とあわせて、前回議論を踏まえた学童保育料の再提案などを資料としてお送りし、本日の議論に備えていただいたわけです。

本日の議論については、お手元に配付の次第のとおりで、まず、前回に引き続き学童保育にかかわる利用者負担の適正なあり方について議論していただきたいと思います。その後に、前回議論ができなかった保育料の見直しについてお願いしてまいりたいと思います。そして、最後に報告案に関してご意見等をいただきたいと思いますと考えております。今回で終了できますように、皆さ

んのご協力をお願いいたします。

今日は傍聴者はいらっしゃいますか。では、どうぞ。

(傍聴者入室)

部会長： それでは、まず学童保育所から始めたいと思います。お手元に配付いたしました資料に基づいて、資料の確認と、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： それでは、前回の論議を踏まえまして、お手元に事前に配付しております「事務局提案 学童保育所運営経費比較表」に基づいてご説明したいと思います。

まず、前回、学童保育につきましては、保育料についてお話ししていただいたわけですが、学童保育の第2子及び低所得者層への軽減ということと、障害児の方につきましては4年生までの受け入れということにつきましては委員の皆さんに賛成していただいたわけでございます。

実施するに当たりましては、具体案が前回6,000円ということでご提示申し上げたわけですが、改めまして今回につきましては、諮問書にありますように、現下の大変厳しい財政状況では今以上の資金の投入は大変困難であるということを踏まえまして、今までの論議を踏まえて、今回事前にお送りした部分としましては、改めて事務局提案3つの案をお示しさせていただいたわけでございます。5,700円、5,500円、そして5,300円、このような3つの案をお示しさせていただきました。まず、5,700円につきましては、前回でもご説明しましたように、26市の平均の保育料5,710円がございましたので、基本的に26市の平均ベースに基づきまして1つの案を提示させていただいております。

2つ目につきましては5,500円です。前回は1,000円の値上げで告示しましたけれども、以前には500円の値上げも過去にありましたので、今回2つ目の案としましては5,500円の改定案をお示しさせていただきました。また、若干それより低い5,300円という3つ目の案。この3つの案につきましてご提示差し上げたわけでございます。

まず、5,700円につきましては、第2子の軽減、また低所得者層への軽減を行った場合、最終的には差額として34万8,000円の増収になります。5,500円の場合におきましては20万5,200円の増収になります。

5,300円につきましては63万6,000円という最終的な増収になります。

今後、軽減なりをした場合、財政難ということがございますので、ぎりぎりどうやっていくかということがございますけれども、軽減の部分と、障害児の4年生までの受け入れは確実に実施することを考えた場合、現行の5,000円のままでは非常に厳しい状態がございます。そういう意味としましては最低での5,300円から平均値である5,700円の3つの案を示させていただいたわけがございます。少なくとも事務局としましては5,500円以上でご検討いただけないかと考えております。

また、さきにもお話ししておりますように、学童保育料につきましては保育園の保育料のように国基準がありませんので、応能負担の保育園の保育料の階層を基にどこまで軽減するのかということがございまして、今回の低所得層の軽減につきましては、前回も保育園の保育料のC階層ということでご説明しているわけがございます。

このC階層はどのようなものかといいますと、前年分の所得税のない方で市民税の課税世帯になります。D階層というのは所得税も、住民税も課せられている世帯になりますけれども、C階層は所得税がなく住民税が課せられている。実際は課税世帯という言葉になってしまいますが、所得税はありませんので、この階層につきましては軽減の低所得層のところで対応していきたいと考えております。

また、前回の論議の中で、延長保育について連合会からもお話がございました。この前、11月16日に学童保育所父母の会連合会とたまたま懇談会がございました。その際に利用者の方から出てきたお話としては延長保育のことでございました。もちろん保育料のこともございますけれども、当事者の方たちとしては延長保育のことでございました。そのことにつきましてはこの保育料とは別個に、時間外として、延長保育として別料金の設定でも構わないのではないかというご意見もいただいております。さまざまなそのような意見もございましたので、私どもとしては延長保育の実施につきましては今後、利用者の方と実施に向けてこれから話し合いを始めさせていただければと考えております。

そのようなことも踏まえて今回3つの案を提示させていただいていますので、皆様のご議論を、いろいろな意見ををお願いしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

部会長： ありがとうございます。ただいまの説明について何か質問等はございますでしょうか。資料のことに關してでも結構ですけれども。

委員： 今、減免のお話で、2人目の減免、それとC階層の減免、それと4年生の障害児枠の拡大というか4年生の障害児の受け入れというお話がございましたけれども、今800人弱の子供がお世話になっていますが、大体どれくらいの割合で減免に当たる家庭は出てくる感じなのでしょうか。

事務局： 今回、前回もそうですけれどもお示した中で、あくまで細かい住民税の確認は現在しておりません。この前もお話したように保育園のデータからの比率で計算したわけでございますけれども、ここにも書いてありますように第2子の方につきましては現在796名中38名いらっしゃいます。また、低所得層と言われる方、いわゆる今ご説明しましたC階層の方でございますけれども、これはあくまで理論値でございますけれども7.5%相当で計算しまして、その方の中でも第1子、第2子がいらっしゃる想定で計算しておりますので、減免になる方が低所得層の方で第1子の方が47名、第2子の方が13名ということで、合計60名の方が今回新たに低所得層の減免対象になる方ということで、数値としてはそういう形で想定しております。

それから、もともと生活保護または非課税世帯の対象の方が108名。これはもともとの数字でございますので変わりません。

実際、今回の第1子で値上げの対象になる方は、ここで見てもわかるように590名。それ以外の方は減額という形で、約30%の方が減額対象になります。

以上でございます。

部会長： ほかに資料についてございますか。それでは、議論に入りたいと思います。皆様からご意見やお考えなどをどしどしいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ご意見のございます方。

委員： 5,000円で平成8年から行ってきたということですがけれども、今回C階層と低所得層、それから第2子の減免ということ、先日も市長懇談会でお話

しましたけれども、私たちは2.5世帯に1枚の割合で要望書を提出させていただいておりますけれども、他市、例えば清瀬、東久留米よりもかなり財政的に厳しいと言われている清瀬さん、それからお隣の西東京さんではサービスも東久留米よりもよくて、5,000円で行っていただいております。

こちらをよく考えてみると、5,300円、5,500円、5,700円、三多摩では26市平均5,710円だよと先ほどおっしゃいましたけれども、5,710円は今の東久留米の保育時間ではございませんで、これは要するに延長保育をして皆さんに負担いただいているものが5,710円なわけで、今は8時15分からですけれども、8時半からとか、6時までの部分では5,000円なんです。

だから、ここら辺の部分をほかの委員さんは多分ご存じないと思うので、そういった部分で考えるとこの5,300円であろうと、5,500円であろうと、私たちとしては積極的に反対したいと思います。

以上です。

事務局： 今、委員からお話があった5,700円なりの平均ですけれども、これにつきましてはあくまで26市でございますけれども、延長保育料、別料金ものは含んで計算しておりません。間食費は保育料とは別に保護者に払うとかいう部分がありましたので、その部分は保育料の計算に入れておりますけれども、時間外で別途取ってある部分については基本とは別個になっておりますので、5,710円の平均値に含めて計算はしておりません。

委員： 西東京も、清瀬も5,000円でやっているのは事実なので、そのあたりを非常に、応能というふうに今回、適正化という保育料の話ですけれども、ここら辺のことを鑑みていただけると東久留米の10年後、20年後の保育の考え方というか、私たち子育て世代が10年後、20年後、随分ベテランの世代になりますけれども、その下の世代の生活のしやすさになってくるんじゃないかなと思うんですが。

事務局： 今、〇〇委員からもお話がありましたけれども、確かに近隣の他市の状況とか、いろいろな比較ということではそれぞれの意味があって、どうなのかなということもあります。特に今、清瀬と西東京のお話がありましたけれども、東久留米も、西東京も、清瀬も確かに財政状況は皆、厳しいということ

ころは変わりありませんけれども、特に東久留米市の場合に、他市の事情をどこまで厳密に比較するかということはなかなかできませんけれども、東久留米が現在置かれている状況を私どもは皆さんにはある程度説明してきたつもりですけれども、そういう中で今回、現状の一律の5,000円の負担のありように関して、一つは、皆さんにもお示ししたように2人以上お子さんがいる世帯のこととか、それから低所得層の方々への配慮といったこともある程度考えますと、今の一律の5,000円の利用料をいただく中では厳しいものがあるなど、そういったところを含めて今回、改めてのご提案をさせてもらったということでございます。一応、私どもとしての考えはそういうことでございます。

部会長： ほかの方はご意見ございますか。

委員： 前回、時間がなくて確認できなかったんですけれども、障害児の4年生までの受け入れを実施していくということですが、その対象になる人数がどのぐらいいるのかということと、障害児という概念ですが、学齢期で手帳のない方も、特に発達障害の方たちは手帳を持っていない方も多いんですけれども、そこら辺の障害児の範囲についてお聞きしたいと思います。

事務局： 現在、障害をお持ちの方で特別支援学級とか学校に行っていられない方については障害をお持ちであるという形ですが、普通クラスにいて手帳もない方については現時点では、特別支援なりの対象の方ということで、障害児扱いはされていない方です。ただ、気になるお子さんという形でそれなりの対応はしておりますけれども、障害児という枠には入っていない方もたくさんいらっしゃいます。

今回、障害をお持ちのお子さんについては現在、1、2、3年生合わせて11名ということで、最初のデータにも入っておりますけれども、11名の方が障害児の枠で対応させていただいている状況でございます。

委員： それは特別支援学級の。

事務局： はい。

委員： 学校のほうは対象にはならない。

事務局： 学校も対象になっております。

委員： なっています。

事務局： はい。発達障害につきましてもあくまで障害児学級なり、特別支援学級なり、学校に入っている方は当然、障害枠になっております。

委員： 確認ですけれども、特別支援学級、学校の人たちも学童の対象にはなるということ。

事務局： はい、なっております。現在では東久留米市内の市立の学校、公立小学校でない方については現在、特別支援学校を利用されている方がお二人いらっしゃいます。

部会長： 4年生までにすると倍ぐらいになるんですか。

事務局： あくまで今年度の3年生におきましては、現在は、平成24年度についてはお一人、障害児として入られている方はお一人でございます。

委員： 障害児を持つ親御さんのニーズとしては4年生という意見が多いんですか。それとも、具体的な要望としてはどんな要望があるんでしょうか。

事務局： 現時点では直接はご要望なり、細かい話は、連合会は別としまして、個々のお話は聞いておりませんが、過去においては3年生の対象の方で学童保育が終わってしまうので、4年生まで対応できないかという声は、ご相談なりはありましたけれども、当時は対応が難しかったので3年生で終了させていただいたという例はございます。

委員： それはあくまでも4年ぐらいが範囲というふうに考えた……。

事務局： 現時点では私ども事務局としては、まずスタートとしては4年生という形で考えております。

委員： あと、体制としてはどういうふうな体制をとられるんですか。

事務局： 現時点では障害のお子様2名に対して学童の先生が1人、2対1の体制でやっております。

委員： 3年生は今1人だということになると、つかないということになる。

事務局： いいえ、必ず最低1人は先生がつきます。0.5人というのはありませんので。ですから、指導員1人につき2人まで、計算上でございますけれども、全体で見るわけでございますけれども、いわゆる加配という形で、障害児加算という形で計算上では障害児お二人について1人ということで、たった1人に対してでも指導員は1人加算としてつけるという形でございます。

委員： そういう障害児加算というのは市から出るものなんですか。例えば都からと

か、そういう仕組みがあるんですか。

事務局： あくまで市の計算で2対1という基準を設けておりますので、指導員が絶対Aさんが必ず担当ということではなく、数字上でございますけれども、いわゆる……。

委員： 費用とかが出る……。

事務局： 基本的には計算上でやっておりますので、0.5とかそういう数字になってしまいますので、実際は嘱託職員の数とか、基準が全然別でございますので、数字にはあらわれてこない部分でございます。

委員： 障害児を例えば学童に入れた場合、例えば都からの補助が出るとか、そういうものはあるわけじゃないんですか。

事務局： 都基準では若干の加算はございます。

部会長： ほかにございませんか。

委員： もう一つ質問していいでしょうか。市長懇談会的时候にも申し上げましたけれども、この適正化の話を審議会ですしているということで、下里学童の今度1年生になる保護者のお父さんが大変丁寧に質問されていましたが、建屋が昭和56年以前の建屋で、プレハブなのは下里だけですよね。それで、建屋のことを私はきちんとさせたいなと思っているのは、2年前からすぐやる、すぐやる、耐震基準の検査もすぐやりますと言って、もう2年以上たっているわけです。そうした中で昨年の学校適正化の問題が出てきたので、また延びてしまいました。

3割の家庭では減免になるんだけど、7割の家庭では何も変わらないわけです。建屋も新しくならないまま、値段だけが上がる。要するに土曜保育は、今日確認したところによると1割ぐらいの家庭しか利用されていないみたいです。となると、1割ぐらいの方にとってはメリットがあるのかもしれないけれども、30分ですね、朝15分、夕方の15分の30分間だけですけれども、ほとんどが時間の延長もなく、特に何も変わらないままお金だけ上がるという印象を持たれていると思うんです。

そういったことに対して例えば、この間も私は申し上げましたが、学校の中に学童を、耐震基準だけではなくて、屋根が吹っ飛ぶかもしれないですよと言われていたプレハブ小屋を使っている下里学童さんに対してとか、

今後、学校適正化の問題がきちんと片づくまで何もされないと思うんです、私、このまま。去年も、おとしもそうでした。今年も多分そうだと思います。

そうしたら、何も変わらないまま、利用者のニーズに何も応えられないまま、お金だけ上がっていくんでしょうか。

事務局： 今の委員の説明はわかる部分はあります。7割と3割の比較をされていますね。私どもとしてはそれぞれの利用者にとって、それぞれメリットとかデメリットはあると思うんです。私どもが提案しているのは、利用者個々までの対応はなかなかできかねるわけで、総体、全体として、現状の利用料のあり方について、先ほどから申し上げているように1つは3割の部分になりますけれども、そういったところへの配慮をしてみたらどうかとか、それをするためには今の一律の利用料をいただく部分を多少なりとも変えながら実施させてもらえないだろうかといった提案なわけです。

ですから、保育に限らず、公共料金の値上げもそうかもしれませんが、個々それぞれの方にとっては、「よかったな」と思われる方もいらっしゃるでしょう、「えっ」と思われる方もいらっしゃるよ、どうしてもそういうふうになってしまいますけれども、市の考え方としては、そういう中でも全体像を捉えていろいろな面で、全体像の向上に向けてどのようにしていくかという視点を捉えてこういう提案をしていくという立場ですので、その辺のところは、なかなかご理解というわけにはいかないかもしれませんが、そういうような趣旨で提案をさせていただいているということでございます。

委員： 事務局の回答は非常に模範解答で、一般論で、ほかの方にはわかりやすいかもしれないんですけれども、私は今、下里さんのことに対して東久留米市の行政側は建屋の問題に積極的に解決に取り組んでいるのか、いきたいのか、いついくのか、そこなんです。台風で吹っ飛ぶかもしれないと言われているプレハブの屋根を持っているあそこの、今は17世帯しかいませんけれども、その17世帯が学校適正化問題で、教室は空いているに絶対決まっているんです。適正化が対象の学校なんですから。本村さんとは違うんです。

事務局： ちょっとよろしいですか。今、連合会の懇談会の内容を含めて委員からお話

がありましたけれども、できれば今日、この場ではそういった内容は、いわゆる保育料の適正化問題からすると若干それているかなというところもあるわけですね。それはこの間の連合会でもお話ししたように、それは現在、市として、そのときには教育部の参事も参加して、教育課からもお答えしたと思いますけれども、現在の市の考え方としては学校適正化、統廃合の問題なども含めて今、整理をしているところだということはお答えしたと思うんです。

ですから、そのお話は、大変恐縮ですけれども、今日この場で今、保育料の議論をしている中で、そういったことを議題に上げるのはなかなか難しいので、その辺のところはご理解いただければと思います。

委員： わかりました。多分、ほかの委員の方々も、そういった細かい部分の、ハード面に関しての不公平感、それこそ適正化の問題、不公平感だと思うんですけれども、もともとの発端は。そこら辺の部分で、利用者のニーズと行政側の考え方で、多分、委員の皆さんは、私がそこまで言わなければわからないことだらけだったと思うんです。なので、私はここであえて言わせていただいて。代表として参りました。

事務局： それから、当日、屋根が吹っ飛ぶという話も補足があったと思いますけれども、それはあくまで個人的な話として出た話であって、学童は各所ありますけれども、20学童ありますけれども、それぞれの設備関係とか、建築の年月日とかいろいろありますけれども、あくまでも個人的なといいますか、個の話として屋根が吹っ飛ぶという話が出たというふうに聞いていますけれども、いずれにしても市としても当然お子さんを預かる施設ですので、必要な修繕とか、必要な対応というのはできる範囲で当然やっていかないとはいえないと思っていますので、ほったらかしということではありませんけれども、その辺のところは前回の連合会の中でもお話ししたとおりですので、そこはご理解いただければと思います。

委員： この後、保育園の保育料のほうでもお聞きしようと思っていたんですけれども、今回、市で出された学童保育利用料と、保育料の改定案については、前回、終わりのほうでも僕はお聞きしたんですけれども、いつごろからこれを始めようと思っていらっしゃるのか。

あと、それが例えば何年のスパン、どのぐらいまでの時期を見通してこの

保育料とか、学童保育料でやっていこうとお考えなのか、この辺をお聞きしたいんですけれども。

事務局： 前回、確かに〇〇委員からお話がありましたけれども、私どもが考えておりますのは、現在こういった形でご議論いただいているわけです。これは答申ということで年明け、まだ日時は決まっておりますけれども、年明けに答申をいただくわけです。その答申をいただいて、市としてその答申の内容を踏まえて検討させていただきたいと考えております。現段階では具体的な時期はまだ明確にはできませんけれども、見直しの方向ということで答申が示された場合には、25年度中に、つまり来年度中ですね、来年度中にも反映していきたいという考えはございます。

委員： 4月からもあり得るということですか。

事務局： これから答申をいただかなければということがありますので、今日の議論を踏まえて、後ほどまた次第の3つ目でお話がありますけれども、どのように今日この場での結論がいただけるかということも含めて、答申としていただいた上でということになりますので、現段階ではまだ具体的な……。

委員： 答申がまとまらないと、進んでいけないということですよ。

事務局： もちろんそうですね。

委員： 来年4月もあり得るし、答申とかいろいろ市議会の中でかけていって、とにかく来年の、年度途中のどこかでということになるということですかね。

事務局： もちろん25年度中ということですので、また、今日、どのような皆さんからの議論があるかということもあります。そういったことを踏まえないと。今はまだお答えできません。

委員： あわせて、先ほど、今回ここの議題の中になかったんですが、学童連合会さんからも提案とか話もあった延長保育の実施、先ほど利用者と話し合って考えていきたいと、そこはよかったなと思うんですが、そこはまだそういうふうに出しているだけで、具体的な時期まで出ていないと思うんですけれども、そこに関しても、例えば今回の答申が例えばまとまって、僕らは値上げとかには反対ですけれども、まとまりました。このぐらい上げていきますとなったら、これはどういう方向性で考えていらっしゃるんでしょうか。例えば25年度中にそういうところには手をかけていって、来年は無理かもしれない。

でも、26年度からは延長保育はどこからやっていきたいとか、そういった素案とかがおありなのか。

事務局：そこは、先ほども課長からお話しさせていただきましたけれども、今後、利用者の方々と十分協議させていただきたいと考えております。そういう中で、私ども、利用者、それから指導員の方々もおられるわけですので、そういったところでのいろいろな協議ができていきませんと、具体的な時期というのは明示できないわけですが、ただ、なるべく利用者のニーズに早くにといいますか、できるだけ応えていけるような努力を私どもとしても考えております。

委員：延長保育についてですけれども、先ほど下里さんの話とかが出ていたんですが、うちの息子が市内の小学校で6年生でいますけれども、前は第八小学校にいました。3年生で閉校になって、学童は第八小学校ではあったんですが、閉校になるということは学区が大きくなるということなんですね。ということは、例えば今までのように6時に終わって、帰れる距離は遠くなるわけじゃないですか。保育園の場合ですとそこにお迎えに行きますけれども、そういういろいろな部分を考えてときに、これはほんとうに、今の東久留米市の教育行政の先の見通しとかを考えたときに、これはほんとうに切実な問題だと思うんです。

ですから、その辺では、今回は保育料とか学童保育利用料が中心のことですから、そこまで細かくは言えないと思いますけれども、その後の附帯意見とかその中では、形ではなくてぜひ市としては、今、事務局がおっしゃったみたいに、ほんとうに学童父母会連合会の人たち、あるいは保育園の年長の人たちもそういうところは不安に思っています。そこが納得できるような意見を載せていただいて、市としてもぜひこれは続けていくような、そういった安心感が出るような答申をやっていただきたいなど。

先ほど、事務局は、今回は利用料と保育料のことがメインだというのは最初からおっしゃっていましたが、前回は僕は発言させていただいたんですが、やはりいろいろ話をしていくと、どうしても保育サービスの内容だとか、いろいろなことにかかわってくると思うんです。そもそも利用料のことだけを話すこと自体が難しいのではないかと。東久留米の財政の事情だけ

じゃなくて、今の保育サービス、学童の求められていることから話していかないと、利用料だけを単純に論議するのは難しいんじゃないかなと。

ただ、今回はそういうテーマであるということだったので、なるだけこちらでも抑えながら発言させていただいてきたんですが、その部分に関しては今回終わった後、おそらく新システムの中で子ども・子育て会議、これは多分、東久留米市も設置していただけるであろうと思っていますけれども、今回のこの内容をそのままそこに引き継いでいただいて、ぜひ今回のように各学童とか保育園とかいった代表の方も出していただいて、今回のこの議論を必ずここに継続していただきたいということも意見として載せていただきたいなと強く思います。

事務局： 今の〇〇委員のご発言にあるように、意見を付す、あるいは議論の内容は子どもというよりはこの会で結論づけをしていただければなと思います。

それと、今お話がありましたように、私どもも前回、前々回も含めて、単に利用料の引き上げとか見直しという視点だけではなくて、そこに付随するサービスのあり方ということも、若干ではありますけれども触れさせていただいたつもりです。そういったことが今回の利用料の見直しといいますか、そういったところにつなげていけるようなというふうに考えているわけです。

それから、新システムのことも若干お触れになりましたけれども、先ほどありましたようにまだ具体の新システムの取り組みについては国のほうから、今日実はホームページでアナウンスはありましたけれども、具体的なことまでありませんけれども、今おっしゃったように私どもは次年度、皆さんとともにといたしますか、各いろいろな識者、関係者の方々と東久留米の子育て支援についてはしっかりと議論していく準備を整えたいとは思っております。

委員： 今日の議題には、学童保育のところで利用者負担の適正なあり方についてと、サービス内容についてと両方あるんですが、サービス内容についてはしゃべれないの？

事務局： いいえ、そんなことはありません。

委員： 言ってもいいんでしょう。ですね。

事務局： ええ。

委員： だから、やはり話してもらったほうがわかるのかなというのと、これは感想

ですけれども、値上げをすることに関してこれだけ保護者の方から抵抗があることに對しては真摯に行政側も受けとめないといけないのかなという気がします。というのは、学童保育をどう充実させていくのかという日ごろの姿勢の中で、学童保育を継続的に維持していく、よくしていかなくちゃいけない中で、そういう日ごろの姿勢があれば、値上げについてこれほどごちゃごちゃすることはないのかなという感想を持ちましたので、そういう意味では日ごろのサービス内容が大事なのかなと思います。

事務局： 今、〇〇委員からご意見、ご感想をいただきました。私どもも前回から学童保育のあり方ということで、1つは、事例として利用者ニーズのかなり大きかった部分での延長保育も取り上げながら、シミュレーション的に前回ご提示したわけです。その中で一定の議論もいただきながら、改めて今回、再提案の趣旨は先ほど来申し上げたとおりで、現状の市の状況もありますけれども、低所得者の方々や、複数のお子さんがある世帯への配慮もあってよろしいんじゃないか。それから、障害児受け入れ対象の引き上げとかいったことも、サービスの内容として改善してみたらどうかといったことも考慮したわけでございます。

それから、先ほど〇〇委員からもお話がありましたように、延長保育についてこの会の中で具体的にこうしたほうがいい、ああしたほうがいいというのは難しい議論にはなるかなということもありますけれども、冒頭、〇〇委員からも話があったように、延長保育については私どもと利用者の方々、それから指導員の方々がしっかりと今後の対応について協議することが必要なんだろうと。

先ほど事例を挙げられましたように、お迎えの時間帯の問題であるとか、いろいろな話をしていくと協議の内容として具体的な話が出てきます。そういったことをすくい上げながら利用者の方々の、延長保育に関してもどのようにしていったらいいのかといったことを別途しっかりとやっていくことが必要なんだろうと。そういったことも含めて今回サービス内容については、少なからず私どもとしても提案の中に含めさせていただいたということでございます。

委員： 学童を実際子供たちが利用するのは午後なわけですね。前回も出たと思うん

ですけれども、朝の時間が9時からと伺ったんですけれども、準備等があるので指導員の方は9時から見える。その辺の、準備等はあるとは思いますが、みんなそうなので。そこをずらして、利用の高い午後のほうへ持っていくということとはできないんですか。

事務局： 時間をずらすことは当然、人員配置のところですから可能ですけれども、午後になるとお子さん、特に1年生は早く終わりますので、そこでお子さんが来る。それから、現在、学童保育は職員が嘱託と臨時を合わせて20学童で100名おりますけれども、全員が同時ではございませんので、当然ずれての勤務がございますし、そういうところではぎりぎりのところで準備なりをいただいていると私どもは思っております。

全くできないということではありませんけれども、指導員の方たちもいろいろ午後からの教材の準備とかそれぞれ、掃除も含めて準備もしているということでもありますので、全くできないことではございませんけれども、完全に午後からの勤務というだけでは準備もままならないことがございますので、まず一つはそういうこともあるということは頭に入れておいていただければと思います。

事務局： 補足なんですけれども、おそらく〇〇委員がおっしゃっているのは、無意味と言うと言葉がおかしいかもしれませんが、お子さんを預かるということで指導員の方々も時間を有効に使って、いろいろなニーズに応えていくことを考える。多分そういうご趣旨だろうと思ひまして。私どもも指導員の方々とそういったことを常に意識しながら、指導員の方々は契約をいただいているわけですから、月当たり124時間という条件の中で勤務していただいているわけです。今、課長が申し上げたように月の124時間をいかに有効に、それぞれがお子さんを責任持って預かれるようにしていくかということをしていろいろ工夫してやっていく。

今回も延長保育ということで試行的にということで前回お話しした分については、同じ条件の中で工夫しながら15分ずつ延長して試行的にやっているんだということも説明したわけですから。こういったことが今後また、先ほど申し上げたように利用者の方々、あるいは指導員の方々と話をうまく整えながら、条件の中でよりよいサービスができるかということをしめて

いくといえますか、そういったことを議論していくという考え方を持っているところでは。

委員：単純に考えたんですけれども、ただずらしていけば、平日にしても30分ぐらいの延長は可能になるんじゃないかなと思うんですけれども。

委員：9時からだったら10時からやればね。10時、1時間ずらす。

事務局：先ほどの9時というのは一番早い部分で9時ではありますけれども……。

委員：それはわかります。

事務局：毎日9時に来ているということじゃなくて、10時の部分のあります。

それから、今回インフルエンザとかその辺の関係で学級閉鎖、学校閉鎖とか、学年閉鎖がある場合、当然、親御さんは働いていらっしゃいますので、今回の例ですとある学校が1学年丸々学年閉鎖になりました。学年閉鎖をしていない学年は当然勉強していますけれども、今回は9時15分からお子様を1日お預かりしているということも。急に教育委員会から連絡がありまして、シフトをすぐ変えて対応もしておりますので、必ずしも余裕があるだけのことではないということをご理解いただければと思います。

委員：子供さんも1年生とか3年生までですので、例えば準備等があったとしても、子供さんを巻き込みながら準備とかそういうのも、単純に面倒を見るのみじゃなくて、そういうことだって可能じゃないかなとは思っていますけれども。子供と一緒にやっていく……。

事務局：そうですね。そこがまさに指導員の方々ともよくその辺のところは、今までもやっていますけれども、より効率的なというか、そういったことの取り組みは必要なんだなと思っております。

委員：すみません、何度も。今、教材費の話が出てきましたけれども、今日、教材費の質問もしようと思っていたんですが、今、小山学童にお世話になっていますが、60人規模の学童で、平成17年はたしか、7年前は今よりも教材費が10万ほど出ていたと思うんです。その教材費で例えば先生が誕生日カードをつくってくださったりとか、夏休みにお弁当を持たせなきゃいけないのでお弁当を入れるための保冷バッグを1人に1つずつ買い与えてくれたりとかして下さっていましたけれども、現在、平成24年度は一切ありません。

委員： どこから10万円出ていたんですか。

委員： 市から。学童の教材費、図書費、間食費、いろいろなものがありますよね、修繕とか。そういった部分が今回の、私たちが外から見ると何も変わっていないと思える中身について、もう一度充実してもらえるのでしょうか。

というのは、今10万円の教材というのは、おもちゃ代とかは別にあるんです、図書費とかもあるんですけども、教材費がかなり、うちは3番目の子が今、学童でお世話になっているんですけども、何にももらえないんです。要するに、変な言い方ですけども、保冷バッグももらえず、誕生日カードももちろん紙が買えないのでないんですけども、そういった状況のままお金だけが上がるのかなという不安が1点。

あと、うちは6年間保育園と学童が一緒だったんです。おそらく来年度以降も保育園と学童、兄弟が3人いれば6年、7年とか、多い方でいうと8年とか重なってくるんです。700万円世帯の家庭がダブルで上がるのでしょうか。私はそこは、学童は第2子減免されても、下に保育園保育料があったらかなりの増額になっちゃうと思うんです。そういったところの配慮がないのかなというのが2つ目の疑問なんですけれども、いかがでしょうか。

事務局： まず、最初のお話ですが、非常に世知辛い話になって申しわけないんですけども、今、各担当部としてもいろいろと経費の面で厳しく整理をしているところがあります。先ほど事例に挙げられました保冷バッグ等々も、10年ぐらい前には確かにそういったことがあったんだろうと思いますけれども、今はなかなか、利用者の方々に用意していただくべきものという考え方も出てきております。また紙の問題とか、それらは今与えられた予算の中で、各学童で工夫をして取り組んでいくべき課題と思っています。それらは私どもだけじゃなくて、貴重な税金の使い方ということも含めて、いわゆるほんとうに公、市が本当に用意しなきゃいけないものなのかどうかといった視点も含めて今、全体の予算査定等はそういう視点で行っているところがありますので、現状では改めてそういったことが復活できるかという難しいのかなと思っています。

それから、2つ目のお話ですけども、確かに保育園に通われている、また学童に通われている、それら両方いらっしゃる家庭もあらうかと思います。

保育に関しては再三ご説明しているとおり、ある階層、保育料は応能という視点ですので、応能の分岐点を、後ほど出ますけれどもD－10という階層を分岐点として、それ以上の階層について応能の負担を提案しているということがあります。

どのぐらいの世帯の方がそれに該当するかということはまだ調べてはいませんが、そういった世帯もおられるかもしれません。ただ、それについて市として、保育料に関しては国の基準が定められていて、所得に対して保育料が決まっていますので、そのところに何か特定の配慮ができるかというところとできない部分でございますので、そういう世帯に対して何らかの配慮があるのかという問いに対しては、申しわけないけれどもできないというお答えになります。

委員： サービス内容ですけれども、非常勤の職員で学童保育を運営されているということですが、震災対策についてはどういう取り組みを行っているのでしょうか。

事務局： 学童保育の場合、嘱託職員は常勤という形で124時間ということがございますけれども、それと臨時職員という形になります。災害につきましては基本的に、学童保育をやっている時間帯、昼間ですけれども、学校が開設している時間帯であれば学校長の指導下にあります。例えば土曜日とか夏休み期間につきましては、市が状況確認をしながら学童保育がメインとなってきますけれども、学校をやっている時間帯については学校長の中にあると現時点ではなっております。ですから、時間帯によって学校が管轄するのか、学童保育、子育てなりが管轄するのか違ってきますけれども、昼間の学校をやっている時間帯は校長先生が指揮官という形で、学校の傘下に入ります。

委員： 訓練はしているんですか。

事務局： 訓練は毎月やっております。避難訓練なり、消防訓練なり。

委員： 毎月。

事務局： はい。

委員： こんなことを言うとひんしゅくを買っちゃうかもしれないんですけれども、700円、500円、300円のどちらかで学童保育の保育料を上げなければならないということですが、物の考え方というのかしら、学童に行

っている間は安全ですよ。先生たちがいて、見てくれて、それで本を読んでもくれたり、何かをつくったり、楽しい時間があるわけですよ。その時間というのはすごく大事だと思うんです。おうちにいて何をしているかわからない、親が見てられない。もしかしたら変なお友達に誘われて出ちゃっているかもしれない。外で、コンビニか何かで1人で立っていたとか、いろいろ考えられますよね、想像すると。

安全と保育をしていただくということを考えれば、5,000円というのはとても安いと思うんです、私。1日250円ですよ、月20日あったとして。今は土曜日がないですから、大体20日ですね。そうすると、250円で見えていただいている。あと足りない分は市とか、国とか、都からいただいてやっているということを考えると、例えば500円上がったとしますね。そうすると1日25円ですか、25円の節約をすればいいわけです。

物の考え方と言ったのは、例えば塾とか習い事とかにける5,000円、1万円と、学童にけるお金の価値観というのは私は一緒というか、別じゃないと思うんです。学童も大事。でも、例えば週1回の習い事に5,000円、6,000円かけることにはそんなにちゅうちょなくどんどん、自分の子供のためということでかけられていると思うんです。

だから、一概に値上げするのがいけないとも言えない。内容がよくなるのであれば、いいと思うんです。だから、できるところは市の方とよく相談なさって、こういうところはやっていただきたいということで話し合いながら、少しでも学童が子供たちにとっていい場所であるように持っていけたらいいんじゃないかなと思うんですけれども。だから、500円が高いか、安いかは考え方かなと思うんですけれども。

部会長： よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がございませんようでしたら、事務局から説明もありましたし、事務局からも説明がありましたように、延長保育については関係者との話し合いをしていくということですので、当部会といたしましては実施に向けて十分協議をしていただきたいという意見として出すということではないでしょうか。延長保育はそういうことでやってくださいねという意見を出すというところで、利用者負担とはここで切り離せない問題であるという

ところで附帯意見をつけて審議会に上げると。

委員： 附帯意見だったらもうちょっと内容、さらなる充実というか、延長保育もあるんですけれども、これから学童保育はほんとうに必要な施策の一つになってくるのでというふうにしたほうがいいのかと思います。延長保育だけではないのかなと。

部会長： サービスの内容についても十分に検討をしていただきたいと。

委員： そうですね。きちんと保護者と話し合って、充実した……。

部会長： 保護者と話し合って。

委員： 延長保育をはじめとするさまざまなサービスみたいな定義で。できれば延長保育に関しては、市長級の協議実施を市のほうに求めるみたいな形で意見をつけていただけると納得できるのかなという。

部会長： はい。では、そういうことで。〇〇委員、よろしいでしょうか。

委員： 私は親の会で受けるほうだから何とも言えませんが、今までの議論を聞いていますと当然だと思います。

委員： すみません、すごく私はひっかかるんですけれども、土曜日の延長保育がここに出ているわけなんですけれども、利用者として1割しかいないとおっしゃっていたわけですね。それで何で延長保育をするのが土曜日なのかというのが……。

事務局： 土曜日だけではなく、実際は……。

委員： 平日もそうですよね。

事務局： 長期間の休みの初めの部分もそうなんですけれども。

委員： ああ、夏休みとか。

事務局： 今回、15分、15分の足延ばしにしたのは事実上は土曜日なんですけれども、平日はもちろん下校から基本的に5時ですけれども、6時まで延長保育があります。土曜日は今まで4時までだったんです、8時半から4時までというところで。実際8時間の保育ということがありましたので、土曜日が7時間半でしたので、結果的に15分ずつ足延ばしをして8時間という時間を確保した形になります。土曜日につきましては。

夏休みとかにつきましてはもともと時間が延びていましたので、4時とか5時ではなかったので、土曜日だけが7時間半しかなかったのも、そこを今

回延長したと、30分のところなんですけれども。これはあくまで試行的な部分でございます。

事務局： 今後の話になりますけれども、延長保育もちろん平日も含めてですけれども、利用者の方々が望んでおられる部分というんですか、平日は今6時ですか、平日の6時をさらに延長していただけないかというような希望もありますし、そこが中心になりますので、土曜日とかは今……。

事務局： ○○委員からも土曜日の場合は利用者が少ないということがありますけれども、場合によっては土曜日も平日と同じような勤務の方もいらっしゃるかもしれないし、その部分につきましては今回の意見でも出ていますように、今後、利用者の方、保護者の方たちと土曜日はどうなのかということも含めてこれから話し合いを進めていきたいとは考えております。

部会長： よろしいでしょうか。

委員： 話が違っちゃうのかもしれないんですけれども、延長保育、現状ではお母さん方のニーズとして必要性はあると思うんです。ただ、子供の立場も考えてほしくて、下校のときの安全面の取り組みも考えていただかないと、一概にニーズのところでは私としては納得がいかない部分があるので、お願いしたいと思います。

事務局： そのところは利用者の方々とまた協議をしたいと思います。

委員： 私が、保育室ですけれども、小学校の子供さん、以前、保育園で見た子供さんですけれども、その子供さんを学童が終わった後に見ていたんです。3年生まで見ていたんですけれども、そのとき、南町小学校だったんですけれども、ボランティアの方かどうかわかりませんが、大人の方、年配の方がちゃんと送ってくださるんです。そういう取り組みというのはあるんでしょうか。

事務局： 送るとは、ごめんなさい、どこまで。

委員： 近くまで。うちまで直接は来ないですけれども、何人か一緒に。

事務局： 一定程度のところ、交差点とかその辺のところはありますけれども、延々とどこまでもお送りするわけではない部分でございますので。校門から一定程度のところまでは見守りという形はしたいと思っていますけれども。

委員： だけれども、南町小学校からうちの近くまでなので……。

事務局： それはあれですね、ボランティアということなので、今現在、市のほうで具体的に実施はしておりませんが、今後利用者の方々との、仕組みの部分になると思いますけれども、やはり先ほど〇〇委員がおっしゃったように夜遅くというか、延長になればなるほど帰宅時間が夜にかかってくるわけですから、そういったところの安全対策はどうなのかということもあったと思います。そういったところは利用者と、仕組みの中で協議をしていく内容かなと思います。

部会長： それで、第2子及び低所得層への軽減ですね、これ、障害児の方の4年生までの受け入れ、これは皆さんに賛成していただきましたので、保育料については事務局から現行の市の厳しい財政状況ではありますが、これ以上の財源投入は困難という見解の中で、第2子、低所得への軽減及び受け入れを確実に実施するために、少なくとも5,500円以上が望ましいという事務局の案なんですけれども、皆さんからはいろいろご意見をいただきましたけれども、ここで決をとらせていただきたいんですが。十分にご議論があったと思うんですね。

委員： 「できれば」と書いてあるので、できなければ決をとらなくていいんじゃないですか。

部会長： いや、こことしましては結論を出して、審議会に上げたいんです。できればというのは修辭的な問題でして、そのためにここで議論をしていただいたわけですので、何も上げないことにしますと意見も出せませんので、附帯意見も出ていきませんし……。

委員： 議論の内容としては学童の取り組みを充実させるということで、そういう意味では値上げもやむを得ないんじゃないかというふうに自分なんかは思うんです。金額は5,700円なのか、5,500円なのか、5,300円なのかという、その分け方の判断材料は自分の中に、今までの議論の中にはないような気がするんですよ。

部会長： 最初は6,000円と出てきたわけですからね。

委員： そう。それをどう挙手をしていいのかというのは自分の中にはちょっと、戸惑うしかない。

部会長： まあ、しかし、ご意見もありますけれども、事務局としてはここで納得のい

くご議論をしていただいた上で結論をいただかないことには、何をやっていったんだということにもなりますし……。

事務局：事務局の希望といたしますか、考えとしては、提案させていただいた中で、シミュレーションといたしますか、資料もご提示しましたけれども、いずれの部分についても事務局としては提案した内容はしっかりと実施できると思っています。ただ、望ましいのはということで、確実に実施するためには5,500円あたりでお願いできればといったお話はしましたけれども、いずれにしても今日の中で、できれば数字的にも決めていただければありがたいなと思っていますところなんです。

部会長：納得できませんか。

委員：いやいや、皆さん、どう考えて……。

部会長：皆さんのご意見としてはどうなのかと。もしこれがばらけたり、出なかったり、保留ばかりであれば、そういう意見という形になります。

委員：今、両父母の方からのお話とか、市の人の話とかを聞いていて思ったんですけれども、すごい原始的な方法なんですけれども、例えば市は財政が厳しい、父母の方は値上げしてほしくない。あと、安全も確保したいとか、いろいろな考えを、みんなが力を合わせてという意味でマンパワーというか、先ほどのボランティアの送りとか、これから延長保育のことも考えなくちゃいけないし、9時から10時に職員の方が働く時間を1時間ずらせばずれるとか、そういういろいろなことを考えなくちゃならないですけれども、市が言っている5,500円にすると200万円増える。200万円が足りないのかなとか、私なんかは素人だから。200万円多ければうまくいくのかなとか思うんですけれども、それは置いておいて。

市のマンパワーはいっぱいあるじゃないですか、そういうものを引き出して、どうしても市は財政が厳しい、父母の方は値上げしてほしくないということの間は、ボランティアさんとか、地域の潜在的な力をもっともっと市は利用して、構築していくというか組織をつくっていくとかしていかなければ、東久留米は財政が厳しいとかいうのはずっとずっと前から聞いていることで、ずっとこの先も結局そうだと思うんです。

でも、私なんかは多分死ぬまでここに住んでいると思うので、そこを工夫

して、この町はいい町だみたいにしないと空洞化していっちゃうとか、若い人は住まなくなっちゃうとか、子供がいなくなっちゃうとかいうことになるので、もっとボランティアさんとか、地域の力を利用して何とか間を張りつける接着剤みたいな形で活用していけたらいいなと思っています。

部会長： ありがとうございます。

委員： というのは、今日はここには保育の関係の方とかが多いですけども、全く違う人もいるし、あと、保育園とか学童保育とかに全くかかわらないでいる人も7割ぐらいいて、その人たちも納税者なわけじゃないですか。そういう人も掘り起こさないといけないとか。値上げは嫌だ、市は今の形は変えたくないという、そこでどこかで歩み寄っていかないと結局まとまらないとか、話が。だから、何とかまとめて。

例えば比較をするときにほかの市はどうのこうのとか言いますが、ここの市独特のものをつくり上げていくとか、そういう視点も必要なんじゃないかなと思います。人口が10万人ぐらいの町でモデルケースみたいなものをつくってあげれば、実験的に何かをすることかいうふうにして、お金がかからないところのものを掘り起こしてくるような組織とか、そういうのがつくれたらいいなと私は思っています。

以上です。

委員： そうですね。この先、多分そんなふうにならなければいけないということなんだと思います。子ども・子育て新システムの根幹はそこですね。だから、多分そちらのほうに、将来的には行くべき方向だと私も思います。

事務局： 今お二人からお話があったように、そういったことも市は準備をこれからしようとしております。今のほんとうに貴重なご意見だったと思いますけれども、そういったことも含めて今回、私どもは現行の一律の利用料の改正をお願いした上で、そういったことにつなげていきたいということも含めて提案させていただいた部分もあるんですけども、そういう中では皆さんのほうには、数値的な面で申しわけないんですけども、ある程度のご判断をいただければと思っているところです。

部会長： 5,000円を1万円にするとか、そういうことであると大変な意見が出るんじゃないかと思うんですけども、この中で2人の方々が言われたように

値上げは絶対に認めないというご意見もありますでしょうけれども、そのほかの方からは値上げをしてでもサービス内容を上げてくださいというご意見も出されていますから、そういうところと相まってボランティアとか、皆さんで子どもを見るというところの組織化に手をつけるという……。

事務局： それは先ほど言ったように、今後の課題としてそれはご意見として承ることになるかと思えますけれども。新しい制度の中とか。

部会長： ということになると思えますので、この議論が無駄にならないようにしたいと思えます。

それで、決をとるのに反対のご意見はございますか。この3つの案しか提示されていませんけれども、今日は利用者負担の適正なあり方ということで集まって議論してきたわけですから、値上げの3案につきまして決をとらないというご意見はございますか、ほかに。

ということですので、決をとりたいと思えます。

委員： 保留はありますか。

部会長： はい？

委員： 保留。

部会長： 保留も結構です。保留はあくまでも保留ですから。

それでは、決をとらせていただきます。よろしいですか。

委員： 私はさっき言った。

部会長： それでは、事務局案では3案出されていますが、3つの案でばらけた場合にはもう一回2案でやり直すかもしれませんけれども、決をとりたいと思えます。

5,300円で賛成の方、挙手をお願いします。

(挙手者なし)

部会長： 5,500円で賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

部会長： 3人。

5,700円で賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

部会長： 1人。

そうしますと、4名保留ですか。反対？

委 員： 保留です。

部会長： 保留ですか。

保留の方、お願いします。

(保留者挙手)

部会長： 4名。

そうしますと、5,500円が3名ということで、多数意見として5,500円ということで審議会に上げたいと思います。そして、保留4名の方々のご意見は附帯意見としてつけたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、前回ご議論いただきました保育料の見直しについて、引続き議論を重ねていきたいと思います。

前回の議論を整理いたしますと、保育料を見直すことと、認可保育所以外の施設を利用されている利用者への補助制度を創設することについては決定いただいたわけですが、その内容については本日、再度説明をいたしまして、具体的な内容を決めていきたいと思います。また、審議会の報告書に附帯意見として添付する内容も検討してまいりたいと考えております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

事務局： 今回、改めてご配付する資料はございませんが、前回の部会で〇〇委員さんから復興特別所得税に関してご質問いただきましたので、簡単にご説明申し上げます。復興特別所得税は昨年12月に、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が公布され、創設されたものです。

平成25年分の所得税から適用され、税額は基準所得税額の2.1%となっております。この扱いについて国が保育料月額基準表に含めるかどうか、現時点で何ら通知が来ておりませんが、いずれにしろ来年度の保育料は平成24年分の所得税で算定いたしますので、影響はないものと考えております。

それでは、前々回に私からご説明いたしました内容について、再度簡単にご説明申し上げます。児童福祉法では保育料は利用者の負担能力を勘案した応能負担とされておりますが、市の現行の保育料が所得に応じた右肩上がり
の応能負担となっております。前回お配りしました資料、34-1のグラ

フ、カラーのものをごらんいただきますとおわかりになりますとおり、現行の保育料は世帯収入700万円以上のD-10階層から上の階層にかけては負担割合が逆に低くなっており、3歳以上ですとD-1の2.67%から始まってD-9階層まで緩やかに上がっておりますが、D-10階層からはD-16階層の2.19%に向かって下がっております。3歳未満に関してもD-9階層を頂点に下がってから、横ばいになっております。

そこで、A案ですが、世帯収入で700万円以上883万2,000円未満のD-10階層から上の階層に関して、約6%の値上げを行ったものでございます。3歳以上で月額1,300円から1,500円、3歳未満で月額1,900円から3,100円の増額となり、収入における負担割合がD-10階層から上の階層に関して0.15%から0.3%程度上がっております。

D-10階層からの勾配はやや緩やかにはなりましたが、依然として応能負担にはなっていないことが、カラーのグラフをごらんいただくとおわかりになると思います。

次いで、B案でございますが、B案はD-1階層を除く3歳以上の全ての階層で負担割合が3%を超えるようにしたものでございます。3歳未満の全ての階層と、3歳以上のD-10とD-11はA案のままで、D-12を約12%、D-13を約20%、D-14を約33%、D-15と16を約40%値上げを行って、3歳以上で月額1,300円から1万100円の増額となっております。

A案の3歳以上のD-12からD-16の部分を変えただけでございますが、所得の高い階層でA案より応能負担となっていることがグラフからおわかりになると思います。

さらに、C案はB案に対してさらなる応能負担を図ったものでございます。3歳未満のD-10からD-16階層について約13%、3歳以上のD-10階層を約22%、D-11を約35%、D-12階層を約42%、D-13階層を約52%、D-14階層を約68%、D-15階層を約77%、D-16階層を約75%の値上げを行い、3歳以上で月額5,000円から1万9,100円、3歳未満で月額4,200円から6,800円の増額になっ

ております。世帯収入における負担割合がD－10以上の階層では4％前後になっております。

事務局といたしましては、A案はD－13からD－16が依然2％台で負担が低いままで、D－16に向かって下がっていて応能負担になっていないことから、少なくともB案以上でお願いし、負担の適正化を図りたいと考えております。

それから、前々回あまりご議論がございましたが、保育料の特殊な例でC－1階層からD－1階層の方で、所得は低いけれども一定の固定資産ある方に対しては1つ上の階層の保育料を負担していただく賦課徴収金額という仕組みがございます。これにつきましては対象者の範囲が明確でなく、申請主義をとっており、賦課徴収金額をいただいている方は現在いないということ、あるいは国の月額基準表にも以前はありましたけれども、児童福祉法の改正に伴って削除された経緯があることから、今回は削除させていただきたいと考えております。

それから、認可外保育施設の保護者助成金につきましては、保護者助成を実施している市の平均が1万2,636円という現状や、認可外から認可保育園に入所した世帯の約80％は保育料が1万円以上安くなったという状況も把握しておりますが、上限を1万円とし、予算の範囲内で助成をさせていただきたいと考えております。

なお、保護者助成は所得制限も視野に入れて考えてまいります。

私からの説明は以上でございます。

部会長： ありがとうございます。

ただいまの説明についてご意見等をいただきながら議論をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

委員： 先ほど、学童保育のところでも質問させていただいたんですけれども、今回の学童保育利用料、それから保育料のことにに関して、どれぐらいのスパンでお考えなんですかということを質問させていただきました。まず、先ほどお答えはいただいたんですけれども、現在、認可保育園が公立、私立とかを含めて16園ですね。いただいた資料ですと、認定子ども園が1園、認証保育所が3園、それから定期利用保育施設が1園、あと家庭福祉員さんが7名と

いう、現行はこの体制でやっているわけですね。それが来年度以降、例えば認証保育所を誘致するだとか、あるいは家庭福祉員さんを増やすとか、そういった計画はあるんでしょうか。

事務局： 来年度、既にご存じかと思いますが、イオン東久留米店の中に40名定員の認証保育所が開設される予定となっております。それから、家庭福祉員についてもお一人ずつ増やすという、次世代育成支援行動計画ではそうとなっておりますので、家庭福祉員についても増やしていく予定ではあります。既にやりたいという方のご連絡はいただいているところです。

事務局： あと、その他、補足になりますけれども、市の取り組みとしても、認可、あるいは認証を問わずですが、民間の活力をとということで、そういったお話があれば実現に向けての取り組みというのはしてまいります。まだ具体化している案件というのは現時点ではございませんけれども、今後またそういった話が、全然ないわけではありませんで、それらについてはこれからの取り組み次第ということになるかと思っております。

委員： 今お話しすることは保育料のことだけじゃなくて、無認可施設の補助のほかの部分を含めて質問していいわけですか。

部会長： 一応……。

委員： 大丈夫ですか。

部会長： ええ。いろいろなご質問を。

委員： それでは、市としては財政事情が厳しいということもあって保育料の、単刀直入に言いますと値上げ、それと別個で、無認可に預けていらっしゃる方の保育料の格差がある中で是正していきたいという、この2つがあるのですけれども、今回、案がまた幾つか出ていますけれども、いずれにしてもそれをやったことで是正されると思っていらっしゃるでしょうか。保育料の格差がある程度埋まっていくというか、是正されるという見通しを持たれているわけですか。

事務局： 完全には是正されないでしょうね、やはり。ある程度認可外のほうがどうしても、応益負担ということで一律の料金設定になっていますから、まだまだ認可外のほうが高いとは思いますが。所得の低い方でもそれなりの定額を払わなきゃいけないというところで、完全な格差是正にはなっていないと思いま

す。

委員： 今回のこの部会で市長から諮問していただいた内容というのは、いろいろ保育サービスが増えてきているけれども、市の財政も厳しい中で次世代育成支援行動計画（後期）でいろいろ出したけれども、非常に厳しいと。さらには、市の財政もいろいろある中で、保育料の見直しとか、そういうのをやりながらしていただきたいということなんですけれども、例えば先ほどおっしゃっていた家庭福祉員さんとか、認証保育所をある意味増やしていく方向であるならば、例えば今回、創設される補助金もどんどん増えていくわけですよね。

だから、それがずっと、今後の東久留米市の子育てのいろいろな部分を考えたときに、市として家庭福祉員さんとか、認証のほうをどんどん増やしていく形で考えていくのか、それとも補助金の使い道を考えたときに、やはり認可保育所をつくったほうがいいのかとか、そういう論議になってくると思うんです、僕は。そういった意味では、今回やった形で是正されていくという見通しを持たれているんですかということをお聞きしたんです。

そういう中で、今回見直しになった児童手当も市の財政事情も確かにあると思いますけれども、一番はそこだけじゃないと思うんです。根本というのは国の保育料の基準だと思うんです。そこが非常に高い。そこが高いから市が持ち出しで安くしている。市の持ち出しを少なくするということは、国の保育料にどんどん近づいていくということじゃないですか。今後どれだけやっても、この問題は解決できないと思うんです。かといって、じゃ、国がすぐやってくれるのかというと、それはどうかわかりませんが。

今回の高所得の方の負担については、前の論議の中では、今回のこの部分では裕福じゃないかといったご意見もあったと思うんですけれども、裕福かどうかを決めるのは僕たちではないと思うんです。例えば介護をやっている方もいるかもしれませんし、いろいろな事情があったりするし。現に自分が今通っている保育園の父母会でアンケートをとったところ、保育料についてはもっと高所得の人から取ればいいじゃないかみたいな。低所得の方たちと高所得の方たちとの対立になりかねない部分もある。そこはどうかかなと。確かに一般的にもうちょっと裕福な人から取ればいいじゃないか

ということはあるかもしれないですけども、そうではなくて、一番の根元は国のほうだと思うんです。

沖縄市だったと思うんですけども、沖縄市が国に対して国の保育料の基準を見直してくださいと意見書を上げているとお聞きしました。この間、保育園の父母会連合会でも市長との懇談があつて、その場でも市長にお尋ねしたところ、東久留米市が加わっている例えば三多摩の市長会とか、そういうところでは意見書を上げていますということを聞いたんですけども、ここはぜひ、この課題については国にかかわってくる問題ですから、東久留米市として国に保育料の見直しをしてほしいという、このままでは市の財政だけではとても賄い切れないと、そういった意見書を上げるようなことも附帯意見としてぜひ上げていただきたいなと。こういう論議を例えば4年ごとにやっても解決できるものじゃないと思いますので、そこはぜひ附帯意見に入れていただきたいなと思います。

あわせて、学童保育に関しても同じだと思うんですけども、ちょっと話が戻っちゃうんですけども、同じ学童が例えば学童保育料が各自治体で5,000円とか、5,300円とか払っているじゃないですか。でも、中身を見ると非常勤職員だったり、正規職員だったり、すごく違いがあるわけです。124時間という中で大変苦勞なさったり、工夫してやっていたいていると思うんですけども、正規職員であれば時間が延びても残業手当がついたりとか、そういう部分は保障されています。

実際に、僕の子供が学童に通っていたときには、年度途中で先生が異動する、あるいは退職される方が結構多かったんです。それはほかの学童で病気の方が出たから、そちらに回しましたとか、あるいはその先生自身がご家族の介護があつてどうしても時間がとれなくてやめましたと。非常に厳しい勤務状況だと思います。それは市に言っても、市としては非常勤職員でやっていくということで、財政的に正規に戻すというのは難しいということもわかります。そういう部分に関して、今回の新システムの中には学童保育も入ってくるわけですから、そこも含めて、地方自治体の財政任せにする保育園と学童云々じゃなくて、国が責任を持ってやってほしいという意見書をぜひ上げていただきたいなと思います。それが1つです。

あわせて、いろいろ話をしていくと、僕は何回も言っているんですけども、保育料の料金のことで解決するような、論議をするような中身ではないと思うんです。どうしても、諮問の中にあつたように、次世代育成支援行動計画（後期）からつながっているわけですから、市が初めに計画を立てた。でも、実際は財政が厳しい。そういう中で料金だけではなくて、本来ならばああいう計画を立てたけれども、1回、中間総括、あるいは見直しじゃないけれども、そういう話し合いをやって料金を決めていただいたかったなという部分がちょっとあります。ただ、事務局も何回もおっしゃっているように、今回に関しては利用料と保育料のことだけですからということですから、そんなに深く触れていきませんが、そういう中でこれからどうするかということを決めていくと思うんですけども、まず一つは、僕は何回も発言させていただいているんですが、どうしても気になるのが新システムの動向です。

先ほど事務局がおっしゃっていたみたいに、具体的なスケジュールがまだ何もない。ただ、今回出していただいた国のあれを見ますと、来年度中に子ども家庭会議をやって、その中で利用料とかの論議もしていったら、早ければ25年とか、あるいは消費税増税が実施されたときからやっていくことになっているんですが、実際新システムのそれがわからない上に、12月に選挙が行われますよね、衆議院の。それによって政治がどう変わるかわからない。実際にたしか後期行動計画のときも、そのときはまだ自民党与党だったんですけども、いろいろ変わった部分が結構あったわけです、財政の部分では。そういうところでは、すみません、僕は個人的にはあくまでも保育料の見直しについて反対の立場ですけども、いろいろ論議して、今回答申をまとめてやっていくのであれば、ほんとうに慎重に政治情勢、保育情勢を踏まえて取り組んでいただきたい。

例えばここで決まる、はい、4月からやりますよということではなくて、この後の政治情勢とか、保育の制度面を踏まえて取り組んでいただきたいというところと、あと、このまま行くのであれば、おそらく子ども家庭会議は実施されるでしょうけれども、あの設置については絶対につくらなければいけないというものではないですよ、国が言っているのは。でも、そ

こは東久留米市としては必ず設置していただいて、先ほどの学童のところでもお話しさせていただきましたけれども、今回のこの論議は必ずそちらのほうに継続して持っていく。そこでサービス内容とか、いろいろな部分がありますし、必ずこのところでは、今回例えば保育料に関しては実際、市としてアンケートとかをとっていないわけですよ、高いですか、安いですかとか、どう思いますかとか。そういう利用者の点ではアンケートとかもやった上で、今後につなげていっていただきたいなと。

そういったところをまず意見書の中に僕は入れていただきたいなと思います。

事務局： 補足といいますか、今、〇〇委員のほうで、ある程度実情をご存じなのでいろいろとお話がありましたけれども、私どもは先ほど言いましたように25年度には準備ということで会議の立ち上げであるとか、ニーズ調査については今、準備しているところであります。そういう中で、今日の議論を踏まえて、先ほど関連づけという立場でおっしゃってございましたけれども、関連づけというのはこの会で議論された内容が必ずや次の子ども・子育て会議につなげるという明確なつなげ方の表現は整理しないといけないと思いますけれども、いずれにしてもここでやった議論というのは当然、今後の子育て施策についてもそのベースとなるような議論をしていただいているわけですから、こういった議論をしっかりと踏まえた中で、また新たな会議体の中で皆さんとまたお話をしていくことになろうかと思います。

部会長： ほかにございますか。

委員： 3つの例しか出てこないのかなという。前回の議論でも、D-10階層を軸にという話だったんですけれども、ほんとうにD-10階層が基点になるのかどうなのかというのがちょっと、データ的によくわからないんです。そういう中で、D-1からの負担割合の率でD-11からが応能負担になっていないというのは根拠がない中で、ただカーブが上がっていないというだけの話であって、もともと負担割合については、〇〇委員も言ったように措置の時代からのもので、措置の考え方がそうっていなかったから、いきなり応能負担になるのとは考え方が違うんだという話があったんだと思うんですけれども、単純に私なんかも、ほんとうに応能負担にするのであれば、明らか

は全ての階層の状況を踏まえて、低いところは低くして、だんだんと斜めにしていくというようなことも一つの提案としてはあってもいいのかなとは思っています。

ただ、今回の提案としては11階層からの値上げということにとどまっているのであれば、応能になっていないんだという言い方は筋としては違うような気がするので、応能になっていないから上げるんだではなくて、見直しということになるのかなと自分なんかはこの提案の中では感じました。

事務局： 補足といいますか、今、〇〇委員がおっしゃっていたように、私どもの提案は保育所の保育料は国が定めた基準に基づいて定められています。前にもご説明したとおり、ただ国の基準が階層としては少ないので、また各自治体とも保護者負担の軽減という視点で独自に階層を細分化して、より細かに、所得に応じて、ここが肝心なんですけれども、所得に応じて利用料をいただくんだと。ここに応能負担という考え方、もともとの制度の考え方の応能負担の意味があるわけです。

今、〇〇委員がおっしゃったのは、そういう目を見たときに、今回の提案はD-1から16の階層を見たときに、その比率、いわゆる所得に応じた比率という視点で見たときに、1から9までの比率は3%を超えているわけです。ところが、D-10から16まではそういう意味でいうと、比率的には所得の3%を超えていないと。そういう視点から見たときに、D階層の公平性も含めて、そのところは特に、D-16までの部分について同じように3%の負担はあってもいいんじゃないかという考え方を示したわけです。

一方で〇〇委員がおっしゃったように、応能という意味合いで整理をすれば、今の所得に応じて利用料の負担があるんだろうと。そういった点では、ここのD-10からD-16の部分に引き上げということを厳密に当てはめていけば、現状が応能になっているはずなんだから、そのところはどうかという議論はあってもいいわけです。

私どもの提案は、D階層全体を見たときに、1から9までの方々、それから10から16までの方々の所得に対する比率を見たときに、D-10を分岐として16までのところが3%に達していないところを見て、一律に、少なくとも公平性の視点も含めて3%にしたかどうかという提案を主に

しているわけでございます。

委員： だから、私はD－1の比率を2.5とか、そんなぐらいに、緩やかな斜めにするという考え方も提案としてはあってもいいんじゃないかなと思ったんですけども、そういう意味でこれが応能負担を是正するための提案ではなくて、だって、根拠がないわけじゃない、応能だという根拠がないから、ある意味で所得が多い人たちに対する負担の見直しということになるのかなと思う。

部会長： 応能主義でいくとすれば、きちんと全部、応能でやればいいじゃないかと。

委員： 応能でやればいいんだけど……。

部会長： その応能のパーセンテージを3%でなく……。

委員： そう、そう、もっと緩やかな感じに。

部会長： 2.5%とかにすればいいじゃないかと。そして、きちんと応能にすると。

委員： 応能を軸にするんだったらね。

事務局： D－1からD－9を下げて、D－10以降をもっと上げるというような考え方もあると思うんですけども、考え方としては。完璧な応能を目指すのであれば。そうするとかなり保育料に、上と下で相当な差が生じますけれども。

部会長： それは所得にこれだけ差があれば、200万しかもらえない人たちが多く中で、何千万という所得の人と一緒にということは認められないということになっているわけですから。

事務局： 私ども事務局の提案として、現行の保育料に照らしたときに、先ほど来、話をしているように、ちょうどD－10から、このところで誤解を招くといけないんですが、D－10からD－16の比較的所得の高いほうの層がたまたま所得に応じる比率が下がっているところがあったので、そういう意味でも少なくとも同じような比率に引き上げてみたらどうかという提案になったわけなんですけれども。

委員： そうすると、今後の東久留米市としては段階的に右肩上がりをしていくという方向で施策をつくっていくということで……。

事務局： 考え方としては今出ましたように、基本的な考え方は所得に応じた応能の考え方がベースにあるわけなんですけれども、そうかといって、じゃ、ここで

皆さんからお話がありましたように、パーフェクトにというわけじゃないですけれども、ほんとうに所得に応じて保育料を改めて整理できるかというところ、そもそも国基準もある程度ベースにしていますので、また、これ、大きな整理をしなければいけないところがあります、内容としては。

ただ、東久留米市の今後ということであれば、今回ベースとして考えている話は今のような考え方があるわけですから、やはり今後も曲線は緩やかかもしれないけれども、考え方としてはある程度、所得に応じての利用料のあり方がある程度の適正なあり方なのではないかという考え方を持っております。

部会長： ほかにご意見はございますでしょうか。

委員： B案は、ここの文書を見ると、3歳以上の人たちの階層となっていますよね。

事務局： 3歳以上のところを変えただけです。

委員： 3歳以上。3歳未満児に関しては現行どおりと捉えていいんですか、これ。

事務局： じゃなくて、A案と同じです。B案とA案の違いですけれども、3歳未満については同じなんです、いじっていないんです。

事務局： 現行どおりということだね。

事務局： 現行どおりというのは、だから、D-9以下の階層については据え置きですから、A、B、Cいずれも。A、B、Cいずれの案も、D-9までは据え置きですから。AとBの違いは、3歳未満については変わりませんけれども、3歳以上の一部分について上げていると。違いはそこだけです。

事務局： つまり3歳以上も、3歳未満も、B案は引き上げになるのということ、D-10は。

事務局： 引き上げになりますよ。引き上げになっていますよ、だから。D-10以上については引き上げになっています。

事務局： だから、3歳未満はなっているということをちゃんと説明して。

事務局： 3歳未満もなっています、ですから。引き上げになっています。

委員： わかりました。

部会長： それでは、事務局のB案はどの階層にも等しく3%相当を負担していただくという案なんですけれども、それが妥当ではないかと事務局では考えているんですが、ご意見はございますでしょうか。決をとりますので、3案につき

まして。〇〇さんからパーセンテージの改定というご意見もございましたが、それは附帯意見としてつけたいと思います。事務局、よろしいですかね。

それでは、3案について決をとりますか。それとも、A案、B案でいきますか。ご意見なければ3案で決をとります。

それでは、A案に賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

部会長： 2名。

B案に賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

部会長： 〇〇さんは。

委員： ごめんなさい。

部会長： A案ですか。B案？

委員： B案でいいです。

部会長： はい？

委員： B案。

部会長： B案。

B案1人。

C案。

(賛成者挙手)

部会長： お一人。

そのほかの方は。一応前向きにこの値上げの方向で検討することになっておりますので、現状出ているところで手を挙げていただきたいんですけども。〇〇委員は。

委員： 親の会の会長だから手を挙げにくいんですけども、僕の考えを言わせてもらうと、先ほどの学童保育と、保育所と同じことだけれども、A、B、C案とか、5,000円とか、3案出ていますね。いずれも現状からいうと、マクロ、ミクロをメゾで考えると引き上げはやむを得ないかもしれないけれども、今の保育料でいうと、あくまでも国基準を踏まえた上で市が案を出しているわけです。その国基準の案を見ても、例えば前年度分の給与等の収入金額ということだけでこれを見ているわけです。日本は現金収入しか見ていな

いんですよ。なぜ資産の部分を見ないかということもあると思うんです。

だから、その部分は国への要望ということで、可処分所得ですよ、可処分所得を見るには収入調査だけでは不十分なんです。資産調査というのは日本ではやっていないわけです。外国ではやっているけれども。だから、名実とも、どの程度の可処分所得かというのはわからないわけです。例えば年金が少ない、給料が少ない。自営業で…。しかし、土地はたくさん持っている。それを処分すれば億万長者になるわけです。その部分は見ていないわけです。

現状では今、これだけ景気は悪いし、市も大変だというし…。しかし、ニーズは多様化しているから、それには当然応えていかなければいけないから、国のありようそのものがおかしいので、何とも言えないわけです。けれども、市レベルを考えると、皆さんがいろいろ議論されたことで、引き上げざるを得ないと思うんです。ただ、その分、当然、サービスの充実を考えなくちゃいけないと思うんです。だから、A案でもないし、B案でもないということで、国への要望をきちんと書き込んでおかないといけないのかなと。だから、市レベルだけの判断は私はしかねるということです。

しかし、現実を考えると短期的には引き上げはやむを得ないけれども、中長期的に考えれば国の基準そのものの考え方はもう一回検討すべきだし、国自身がもっと基本的なところ、ミニマムなところは都なり、市にきちんと示して、この国における子供の将来なり、少子化をどう考えるんだというところが大事なかなと思っているわけですよ。だから、何とも言えないということですよ。

部会長： 附帯意見のみ。

委員： そうですね。

部会長： 一応、値上げの方向で賛成はいただいておりますので、それでは、値上げをするというところで、この3案につきましてはこういう結果ですから……。

事務局： 挙手の人数を確認していいですか。

部会長： はい。A案が、すみません、2名。B案が1名。C案が1名。値上げは認めるけれども、この案の中では手を挙げられないという方が4名。

委員： 5名。

部会長： あっ、5名。もう少し議論しないといけないでしょうか。

事務局： 私どもとしてはできれば数字的なものをいただければと思っているんです。学童のときもそうでしたけれども。でも、今、一応挙手の結果としてはA案に複数の方、お二人ありましたけれども、会としてそのあたり、2、1、1、あと保留となっていましたけれども、例えばA案にお二人いらっしゃいますけれども、A案あたりが果たしてどうなのかとかといったところに会長のほうとしてつなげていければ、そんなような問いもお願いできればと思うんですけれども。

部会長： 多数意見はA案。

委員： 多数と言ったって2対1対1対だから、多数じゃないですね。だから、素直にA案は2人、B案は1、C案は1、保留は4と。保留についてはこういう意見があったということで上げていけばいいんです。

部会長： 保留5になりますよ。

委員： あっ、5ですね。

事務局： 値上げすること自体については、その5人の方は反対ではないという考えでいいんですね。

委員： そう。

委員： 2人は、だって、前回は反対だったわけで。

事務局： 5人のうちお二人は……。

部会長： いや、保留されたんです。

委員： 保留の中身ですよ。中身でお二人は反対。

委員： 私が保留だったんです。

委員： 前回決めたときは。

委員： そう、そう。

委員： だから、その結果をそのまま親の会に上げればいいということで、あとは親がちゃんとやると。いいんじゃないですか。

部会長： はい。事務局としては大変なんですけれども……。

事務局： その後、進めていただけますか、時間の関係もございますので。

部会長： それでは、こういう結果になりましたので、次に認可以外の施設を利用されている利用者への補助制度について、上限を1万円とし、予算の範囲内で金

額を決めることと、所得制限を導入することとする事務局案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

部会長： 全会一致で。それでは、挙手は9名ですので、本件は事務局案のとおり決定いたしました。

続きまして、本日最後の課題であります報告書の案について、皆さんのお手元にあると思いますが、本日ご議論いただいた項目以外の部分について事務局が作成したもので、ほかの事例等を参考にまとめてあります。本日の議論を踏まえて報告書の原案として、私と副会長、事務局がまとめて後日、皆様方にお示しして精査していただき、成案として親の社会福祉審議会に上げたいと思います。

事務局： 会長、私から簡単に今日の原案について少し、時間の関係がございますけれども。まず、このお手元にある報告書の案ですけれども、まず、最初にページをめくっていただきますと、今回の経過、「はじめに」というところにありますように、これも会長と整理しながら案としてここに入れさせてもらいました。下段に近いところで、括弧書きで「(～)」と書いてあるところが本日の議論に当たるところになるわけです。この辺のところもまとめて報告と考えております。

ページをめくっていただきますと「検討の視点」があって、今回、保育の関係、学童の関係、それから保育の中にも認可外保育の関係とかがございました。こういったことも視点として入れてございます。

3番目として大きく書いてありますように、今日の議論を含めてここで内容として、案として入れたいと思います。

そして、次のページをめくっていただきますと「附帯意見」ということで、今まで議論していただいた内容もある程度項目として挙げてございます。本日いただいた意見も含めて、この辺のところも整理したいと考えております。

それから、あと参考としてといいますか、添付資料としては資料の内容、条例の関係、それから皆さんの今回議論していただいた経過や、それから名簿ですね、そして、今までの会で配付いたしました資料のリストをたたき台としてまとめてございます。

今、会長からもありましたように、この内容をまずは、今日は時間の関係もごございますので、特に今日の議論の内容も踏まえますけれども、まずはこの内容を各委員のほうで、大変お忙しい中恐縮ですが、お目通しいただいて、早急に会長、副会長、私ども事務局が、今日の議論を整理したものを踏まえて、また何らかの方法で皆さんにお届けするなり、場合によってはお申し出があればメールで送付するなり、そういった対応をとらせていただきますので、皆さん方のご協力をいただければなと思っております。

以上です。

では、会長、お願いします。

部会長： それでは、本日、第4回目で最後の子育て支援部会を終了したいと思います。

今、言いましたようにお届けいたしますので、報告の案を。それを精査していただきまして、早急にご意見をいただき、それを成案にいたしまして審議会に上げます。

ということで……。

事務局： 詳細については私ども事務局が各委員と連絡を取って対応させていただきたいと思えます。

委 員： この中に今回の社会福祉協議会の最初の市長からいただいた諮問書、これは……。

事務局： ごめんなさい、諮問書もちろん……。

委 員： 入ります？

事務局： 諮問書もごございますけれども、一応今、委員からご指摘がありましたとおりで、資料の中に諮問書も参考として添付させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

あと、皆さん、ご自宅にこのたたき台を郵送するパターンや、場合によってお申し出があればメール等で配信も可能かな。

事務局： そうですね。メールアドレス等を教えていただければ、配信も……。

事務局： メール等で配信も可能でありますし、その辺のところは今後、事務局から各委員に照会させていただきますので、なるべく早期に私どもで整理をいたしまして各委員にご送付いたしますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたします。

部会長： 本日は長時間ありがとうございました。

事務局： どうもありがとうございました。

—— 了 ——